平成２４年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ３．大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見 |
| （１）定期的に提出を受ける決算関係書類等の書類から得られる情報をその団体の指導監督又は検査に有効活用すべきである。 |
| ①消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 消費生活協同組合については、多くの組合員から出資金を預かっており、府民でもある組合員の生活とも密接な関わり合いがあることから、生協法第93条、第94条第２項には「組合の会計経理が著しく適正でないと認めるとき」には組合に報告させ、検査することができることとされている。この不適正な会計経理の規定については、他の団体に係る他の法令にはない稀な規定である。この点について、当該規定は重大事案が発生するまで行政庁の無為を認めたものではなく、行政庁は、報告徴収や検査実施の権限を有効に行使するために、組合の会計経理が適正かどうかをなんらかの方法で確認しておくべきと考える。そこで、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は毎年の実地検査を行っていない消費生活協同組合に対しても、最新の決算関係書類等をもとに財務分析を行うことにより、状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号１）。 | 消費生活協同組合法（以下「法」という。）第92条の２に基づき毎事業年度終了後3月以内に提出される決算関係書類等をもとに、今年度以降、定期検査を実施しない生協に対しても財務分析を行い状況把握の頻度や精度を向上し、継続していく。今年度（9月～12月）の定期検査（19生協）において、引き続き当該決算関係書類等を参考に会計・財務分野の検査を実施した。 | 措置 |
| ②社会福祉法人（所管：福祉部　地域福祉推進室法人指導課（現指導監査課）） | 現状、所管する法人数が多く、社会福祉法人に対する検査は実態としては概ね３年から４年に一度のサイクルで行われているが、実地検査の対象ではない社会福祉法人に対して経年比較や財務分析等は行っていない。社会福祉法人を所管する福祉部地域福祉推進室法人指導課は、実地検査を行わない年度においても業務及び財産の状況等を記載した最新の法人調書等をもとに経年比較や財務分析等を行うことにより、各社会福祉法人が置かれた状況把握の頻度や精度をあげ、指導監督の一助とすべきである（意見番号２）。 | 大阪府が所管する社会福祉法人の財務状況について、法人から提出される決算関係書類をもとに財務分析を行い、財務状況が悪い法人については過去数年分の財務分析を行い、経年的に悪い状況の法人については、指導監督の一助とする | 措置 |
| ③国民健康保険組合（所管：福祉部　国民健康保険課） | 国民健康保険組合は、多数の組合員から保険料を受け取り、非常に多額の資産を保有している。国民健康保険組合は、国民皆保険の一翼を構成し社会保障の重要な一機能を担っていることから、確実にその事業を実施しうる程度に財政基盤が安定していることを所管課として常に把握しておくべきと考える。「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」(厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、最終改正平成20年９月30日)においても、同様の趣旨のこととして、国民健康保険組合を所管する都道府県知事は「事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析」すべきと謳われている。国民健康保険組合を所管する福祉部国民健康保険課は、これらの規定等の趣旨を十分にしん酌し、実地検査を行わない年度においても提出された決算等の経年比較分析等を行うことで、少なくとも大きな財産の毀損がないか、財政基盤が安定し確実にその事業を実施しうるかを把握しておくべきである　（意見番号３）。 | 国民健康保険組合への指導監督については、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」に基づき、原則として各国民健康保険組合に対し、２年に１回実地において実施しているが、平成25年度から全ての国民健康保険組合での運営状況等を把握するため、実地に指導を行わない組合についても、その内容を記載した調書を提出頂き、その内容の把握を行った。また、国民健康保険法施行令に基づき、報告される事業及び決算について分析を行い、財産の毀損がないか、財政基盤が安定し、国民健康保険事業が適切に実施できるかの把握を行った。 | 措置 |
| ④医療法人（所管：健康医療部　保健医療室医事看護課） | 現状、健康医療部保健医療室医事看護課では、医療法人に係る事務について、定款の変更の認可申請や定款の変更に当たっての指導相談に業務の重きが置かれているように見受けられた。現に、提出を受けた事業報告書等の内容を業務として確認することはしていない。法人に事業報告書等を提出させること自体が法の趣旨や目的ではない。提出された書類を活用して法人の指導監督に活用することこそが法の目的であることから、医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、毎年提出を受ける事業報告書等を法人の指導監督に活用するよう、その活用方法を検討すべきである（意見番号４）。 | 厚生労働省通知の「医療法人運営管理指導要綱」に基づく指導監督に努める。また、事業報告書等の活用などに関しては、近隣府県の取組み状況を聞取り、参考にするとともに、分析項目・手法などを定めたマニュアルの作成を検討する。 | 経過報告 |
| ⑤中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 現状はこの業務委託の結果を十分に各中小企業関係組合の指導監督に活用できていない。団体に決算関係書類等を提出させること自体が法の趣旨や目的ではなく、提出された書類を活用して団体の指導監督に活用することこそが法の目的である。したがって、決算関係書類等の実質的な内容に踏み込んだチェックは必要ではなく、形式的な確認で十分であるとする現状の姿勢には問題があると考える。すなわち、現状の業務委託を通じての決算関係書類等の提出の有無の確認と形式的なチェックの実施だけでは十分ではない。中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、毎年提出を受ける決算関係書類等を組合の指導監督に活用すべきであり、その活用方法を検討すべきである（意見番号５）。 | 平成25年度は、府認可組合の「組合運営診断チェックシート」によるチェックの実施に加えて、組合の中小企業等協同組合法及び定款の違反についての指導監督に、届出のあった決算関係書類を有効活用する手法を外部の専門家の意見を踏まえて検討しチェックマニュアルを作成中。（3月末完成予定。） | 措置 |
| ⑤中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課 | 業務委託先が作成している「組合運営診断チェックシート」において現実に指摘された決算関係書類等の不備について、商工労働部商工振興室経営支援課として改善のための指導を積極的には行っていない。現状は不備がある項目について、次回提出時に留意することを求めているのみである。中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、各組合に対する指導監督のために、「組合運営診断チェックシート」における不備の指摘を活用できる情報として整理蓄積し、その指導監督に活用すべきである（意見番号６） | 平成23年度から蓄積している「組合運営診断チェックシート」による指摘情報を活用し、効果的な指導を行うため、前年度の不備指摘項目が改善されているかについて平成25年度からチェックすることに改善し、組合運営指導事業業務委託仕様書に盛り込んだ。引き続き、指導・改善状況を蓄積し、指導に活用する。 | 措置 |
| 大阪府商工労働部商工振興室経営支援課は、決算関係書類等の提出を受けるのみでほとんど組合と接触がないが、本来各組合を指導監督するのは大阪府商工労働部商工振興室経営支援課である。各組合に対して有効に指導監督を行うためには、業務委託契約の内容について前年度をそのまま踏襲するのではなく、必要に応じてその内容を更新することを検討すべきである（意見番号７）。 | 平成25年度は、組合運営指導事業の委託契約内容を見直し、府認可組合の指導監督に活用するため、「組合運営診断チェックシート」の内容の見直しを行うとともに決算関係書類の有効活用手法の検討（チェックマニュアル作成など）事業を追加した。　さらに、事業課題を明示して、より効果的な事業手法の提案を求めるべく、プロポーザル方式で公募した。 | 措置 |
|  | 通常「組合運営診断チェックシート」を用いて明らかとなった不備の内容は、大阪府が大阪府商工労働部商工振興室長名で「決算関係書類の判定」として各団体に通知することになっている。これは、各中小企業関係組合に対し次年度以降より適切な決算関係書類を提出させるためである。しかしながら、平成23年度は、各組合に対しては委託先から直接「組合運営診断チェックシート」そのものが送付されたのみであり、商工労働部商工振興室経営支援課として「決算関係書類の判定」結果を通知していなかった（結果番号１）。 | 「組合運営診断チェックシート」の通知に加え、平成24年度は商工振興室長名、平成25年度は中小企業支援室長名による改善の文書指導を行った。今後も、引き続き、チェックシートに基づき、指導監督庁として必要な指導を行っていく。 | 措置 |
| ⑥商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 団体に決算関係書類等を提出させること自体は法の趣旨や目的ではなく、提出された書類を団体の指導監督に活用することこそが法の目的である。この点について、商工会、商工会議所等を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、毎年提出を受ける決算関係書類等をもとに経年比較や財務分析等を毎年行うことにより、商工会、商工会議所等が置かれた状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号８）。 | 商工会、商工会議所等に対する指導監督については、小規模事業を中心とした検査、日々のコミュニケーションや意見交換を行うとともに団体から提出された決算関係書類等について確認し、各団体の事業や予算規模、収支等を把握して必要な指導監督を実施してきたところ。今年度からは、これまでの手法に加え、経年比較を行うため、新たに作成したフォーマットに各団体の決算関係書類等の具体的な数値を記載し、データ化を図ることでその状況把握の精度を高めた。 | 措置 |
| ⑦専門農協（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 現在、専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課は、専門農協に対する事務において、特に休眠状態にある専門農協の把握並びにその整理に重点を置いている 。これは、専門農協の現況として、農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手が減少しており、現に大阪府下でも休眠状態にある専門農協が多いため、また、一般的に休眠状態にある団体を悪用した不正を未然に防止する為である。したがって、現状は、業務及び財産の状況を記載した業務報告書は活動実績や活動実態の有無の把握に主に用いられ、活動実績あるいは活動実態があり現に活動している専門農協の指導監督には十分に活用されていない。専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課は、業務及び財産の状況を記載した最新の業務報告書をもとに経年比較や財務分析を毎年行うことにより、専門農協が置かれた状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号９）。 | 提出された業務報告書について、決算書類の各記載項目が正確に記載されているか検証した。また、貸借対照表・損益計算における各勘定科目の経年比較等を行い、異常な変動がないか内容の確認を行い専門農協の経営状況の把握を行った。　その結果として、問題のある専門農協は認められなかった。 | 措置 |
| ⑧地方卸売市場（所管：環境農林水産部　流通対策室） | 地方卸売市場を所管する環境農林水産部流通対策室では、各市場の状況を把握するための財務分析として、市場の安全性（例：売掛金の回転期間分析）や収益性（例：各種利益率）等を計る指標とともに、その指標に安全若しくは収益性が一般的に高いと考えられる一応の判断規準となる目安（例：売上債権回転期間が２か月以上だと、多額の不良債権が存在しているものと推察できる）を設けている。しかしながら、現状は財務指標値の算定にとどまりその結果の良否の判断は行えていない安全性や収益性等の指標や判断規準となる目安を設けているのであるから、財務指標値の良否を十分に分析し、その分析結果を地方卸売市場への指導監督に活用すべきである（意見番号10） | 市場ごとに財務指標値の経年変化を確認することにより、市場の指導監督の充実を図っていく。 | 措置 |
| 毎年の実地検査を行っていない地方卸売市場に対しては、最新の事業報告書等をもとに毎年財務分析を実施することにより、状況把握の頻度をあげ指導監督の一助とすべきである（意見番号11） | 市場決算後、３ヶ月以内に財務資料の提出を求めることにより、迅速な状況把握に努める。 | 措置 |
|  | 現状ある財務指標そのもの並びに財務指標値の良否の判断規準となる目安は、平成17年頃に専門家のアドバイスを受けて策定したものであるが、一般的に考えて、平成17年頃と比べると地方卸売市場が置かれている市場環境は大きく変化しているものと考えられる。毎年ではないにしても、指標並びにその判断規準となる目安が、地方卸売市場が置かれている現状の市場環境の実態に沿ったものかを一定頻度で見直すべきである（意見番号12）。 | 今回、国が実施する中央卸売市場の検査において活用している財務指標を参考に見直しを実施した。今後も、指標の検討を適宜行っていく。 | 措置 |
| （２）指導監督に必要な団体の情報を適時かつ正確に入手し、常時把握すべきである。 |
| ①消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 消費生活協同組合は毎年貸借対照表をはじめとする決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を大阪府知事に提出しなければならない（生協法第92条の２第１項、第31条の７第２項）。現状では、大阪府の管轄下にある消費生活協同組合（連合会を含む）は70団体存在するが、このうち16団体は休眠状態にあり（この点については（５）①にて後述する）、毎年提出が求められる決算関係書類等も近年は提出されていない。また、その他の54団体の中にも、提出状況の悪いところ、提出がないところがある生協法第92条の２第１項において毎年提出が求められる決算関係書類等については、全ての組合から毎年適時に提出させなければならない（結果番号２）。 | 法第92条の２に基づき決算関係書類の提出状況の悪い生協には督促書を送付し、活動している全生協からの提出を確認した。また、休眠状態にある＊17生協に対しては、平成25年8月6日付けで当該生協の登記上の事務所所在地及び全理事の住所に督促書を送付し、休眠状態にある生協に対し、解散命令を発出していく(内、10生協は、H26年3月～4月予定)。＊1生協の休眠状態を確認したので追加した。 | 措置 |
| ①消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 当該決算関係書類等の未提出に対して過料に処することとされている（生協法第100条第１項第43号）。この点について、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課から厚生労働省に照会をかけたところ、当該決算関係書類等の未提出について過料に処するかどうかは各行政庁の裁量権の範囲であるとのことであった。しかしながら、決算関係書類等の提出を定め、さらに提出の実効性を高めるために過料という手段を設けた法の趣旨に鑑み、継続して事業報告等の提出を督促すべきであるのはもちろんのこと、それでもなお決算関係書類等の提出のない組合に対しては、生協法第93条の規定に基づき組合から報告を徴することや、過料に処すよう裁判所に通知することも検討すべきである（意見番号13）。 | 今年度より決算関係書類の提出が無い生協に対し督促を実施し、活動している全生協からの提出を確認した。今後も督促を実施してもなお提出の無い生協には、過料事件通知を行って行く。 | 措置 |
| ②　医療法人（所管：健康医療部　保健医療室医事看護課） | 　医療法人は毎年事業報告書や貸借対照表をはじめとする決算書類を大阪府知事に提出しなければならない（医療法第52条第１項）。ところが、健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中にはこれらの事業報告書等を提出していない法人があるにもかかわらず、これまでは所管する医療法人数が多いことなどを理由に医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行ってこなかった医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行っておらず、全ての医療法人から毎年入手すべき事業報告書等を入手できていない（結果番号３）。 | 平成25年2月、事業報告書未提出法人に督促を行った。また、今年度から、医療機関基本情報管理システムにおいて、事業報告書等の提出の有無を入力し、確認できるように処理しており、未提出法人に対し督促を行う。 | 経過報告 |
| ③　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 中小企業関係組合は、大阪府知事に対して毎年事業報告や貸借対照表をはじめとする決算関係書類を提出しなければならないが、所管する1,183団体の中小企業関係組合のうち106団体は連絡が取れず、長期にわたり事業活動を停止していることが疑われる、いわゆる休眠組合であり、毎年提出が求められる事業報告等も近年は提出されていない。継続して事業報告等の提出を督促すべきであるのはもちろんのこと、それでもなお、事業報告等の提出のない組合に対しては過料に処すよう裁判所に通知することなども検討すべきである（意見番号14）。 | 平成25年度は8月末に決算関係書類未提出組合に、過料対象となる旨の通告内容を付して提出の督促指導通知文書を組合に送付した。未提出組合に対しては、過料よりもより効果の高い「休眠組合の整理」を適切に行い（平成25年度も「休眠組合の整理」を実施）、効果的な組合指導、組合整理を実施していく。 | 措置 |
| ④　地方卸売市場（所管：環境農林水産部　流通対策室） | 市場法及び大阪府地方卸売市場条例並びに条例施行規則は、地方卸売市場の卸売業者に対して毎年事業報告書を作成し大阪府知事に提出することを求めている。事業報告書の未提出について地方卸売市場に対する過料等の罰則規定がないなどの理由から、大阪府地方卸売市場条例施行規則の様式にしたがった最新の事業報告書を入手している市場が全29市場のうち４市場（平成23年度実績）と、その殆どについて入手できていない。環境農林水産部流通対策室は、法や条例の規定どおり、全ての地方卸売市場に毎年適時に最新の事業報告書を提出させなければならない（結果番号４）。 | 各市場の事業報告書については決算時期に合わせ、時宜を得た督励を行うことにより、回収率の向上を図っていく。 | 措置 |
| ⑤　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課） | 経済事業実施組合若しくは出資組合に該当する水産業協同組合が子会社等（子会社並びに当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社）を有する場合には、当該組合は、事業年度毎に、組合単体の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書（以下、便宜的に「連結業務報告書」という。）を作成し、大阪府知事に提出しなければならない（水産法第58条の２第２項、水産法施行規則第205条第２項第４項）。しかしながら、水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、現実に子会社等を有している一部の組合から連結業務報告書を入手しなければならないという認識がなく、連結業務報告書を入手していなかった（結果番号５）。 | 平成25年5月に大阪府漁業協同組合連合会において、関係水産業協同組合を対象に平成25年度常例検査に関する詳細な実施説明会を開催した。　当該説明会において、『決算書類等の作成にかかる指導文書の普及について』（水産庁漁政部水産経営部長名　21水漁第1122号平成21年8月5日）について資料説明を行い、子会社等の連結業務報告書作成を強く指導したところである。　対象水産業協同組合については、既に常例検査において連結業務報告書作成の指導を行った組合もあり、今後も対象組合へ同報告書の提出指導を継続する。 | 措置 |
| ⑤　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課） | 現状は、出資先を有する水産業協同組合の一部について、その出資比率等を把握できておらず、実質的な観点で子会社等に該当するかどうかを判断するために必要な情報を網羅的に正確に把握していない。まずは、出資先を有する水産業協同組合については、速やかにその出資先に対する出資比率等並びに当該出資先が子会社等に該当するかどうかを正確に把握すべきである（意見番号15）。 | 前記常例検査説明会において、関係水産業協同組合に対し、子会社等出資関係書類（子会社等定款、子会社等商業登記簿謄本、本課指定調査票等）の提出を強く指導したところである。7月より常例検査に着手しており、年度内には子会社等の情報を網羅的且つ正確に把握する。 | 措置 |
| ⑥　生活衛生同業組合（所管：健康医療部　食の安全推進課及び環境衛生課） | 健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、生衛法に規定される生活衛生同業組合を業種に応じてそれぞれが所管しているが、健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、生活衛生同業組合の基本的な情報を把握していなかった。生活衛生同業組合を所管する健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、指導監督の内容や方法若しくはその水準を定めるための基本的な組合の情報を網羅的に正確に把握していなかったため、今後はこれらの情報を適時かつ正確に入手し、常時把握しておくべきである。（意見番号16）。 | 大阪府生活衛生同業組合指導監督要領を定め、毎事業年度終了後に、総会（総代会）資料（組合員数・前年度に実施した事業実績・収支決算、当該年度の事業計画（案）・収支予算（案）等）を提出させるとともに少なくとも3年に1回以上立入検査を行い、組合情報の入手・指導を行うこととした。 | 措置 |
| ⑦　都道府県農業会議（所管：環境農林水産部　農政室整備課） | 大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議の基本的な情報、具体的には、補助金の支給対象とならない事業の内容等の情報共有を所管課として行っていなかった。補助金の支給対象とならない事業には、農業者年金基金、大阪府担い手育成総合支援協議会等に関する事業があるが、これらの事業の内容を所管課として組織的に共有できていなかった。大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、有効な指導監督を行うために、また報告や検査の必要性の判断のためにも、大阪府農業会議の補助金の対象範囲のみならず、対象外の事業も含めて、その全容を把握しておくべきである（意見番号17）。 | 従来から、大阪府農業会議に対する補助金額の変更や人員の削減等をする場合には、大阪府農業会議の業務について点検･検討を行ってきたところであるが、大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行うため、また、報告や検査の必要性の判断のために、今後も定期的に事業概要や会計執行状況等事業全般の説明を受け、全容の把握に努める。 | 経過報告 |
| ⑧　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課） | 経済事業実施組合若しくは出資組合に該当する水産業協同組合が子会社等を有する場合には、連結業務報告書を作成し、大阪府知事に提出しなければならない。したがって、組合が子会社等を有するかどうかは指導監督の上で、常に正確に把握しておくべき事項である。水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、その所管するほとんどの水産業協同組合について出資比率等を把握できておらず、実質的な観点で子会社等に該当するかどうかを判断するために必要な情報を網羅的に正確に把握できていない（意見番号18）。 | 7月より着手している常例検査等を通じて、年度内を目途に、水産業協同組合の出資比率が50％を超えるもの、役員の兼職あるいは取引等が密接で実質的に組合の支配関係が認められる子会社等の情報を網羅的且つ正確に把握する。 | 措置 |
| ⑨　商店街振興組合（所管：商工労働部　商工振興室商業・サービス産業課） | 商店街振興組合を所管する商工労働部商工振興室商業・サービス産業課は、所管課として商店街振興組合の基本的な情報を共有していなかった。商店街振興組合に関する基本的な情報は、商店街振興組合を所管する関係グループ間で、より濃密に情報共有しておくべきである（意見番号19）。 | 平成25年4月、商店街振興組合を所管する２グループを統合した。これにより、グループ内で適切に情報共有できるようになった。 | 措置 |
| ⑩　土地改良区（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 土地改良区の事務については、環境農林水産部内で分掌して行われている。土地改良区の日常的な指導監督については農政室が担当し、土改法第132条第１項の規定に基づく検査とその後の指導は検査指導課が担当している。実地検査の対象年度以外の各年度の状況について、農政室と検査指導課の間で情報交換を行い、適切に情報共有することが必要である。併せて、決算関係書類等の活用を推進するためにも、毎年提出を受ける収支決算書及び財産目録等の決算書を、環境農林水産部として、どのように内容確認を行うこととするかを検討されたい（意見番号20）。 | 現在、3年に一度の定期検査以外に、定期検査で運営等に問題があった土地改良区に対して特別検査を行っている。また、定期検査対象年度以外の年度についても、特別検査が必要かどうかの判断を行うため、決算関係資料をはじめ、知事の承認が必要な定款や事業計画の変更など土地改良区の運営にかかる重要な事項について、農政室と検査指導課の間で決裁文書等を回付することにより情報を共有する体制を整備した。また、農政室から回付される決算関係資料を活用し、各年度の経常収支や資産・負債などの状況を経年で把握することにより、運営状況の変化が確認できるようにした。 | 措置 |
| ⑪　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 都道府県中小企業団体中央会は各種中小企業関係組合や個別企業、任意グループ等の総合指導機関であり、中小企業関係組合をはじめとする連携組織の利益を代表し、その発展を図ることを使命としている。事業の目的にもあるとおり、都道府県中小企業団体中央会は地域内の組合等に対する指導や監査を業とするため、大阪府は大阪府中小企業団体中央会と一定の距離感を保つ必要があるものの、中小企業関係組合の指導監督あるいは検査を行う上では協力関係にあるといえる。中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、大阪府中小企業団体中央会とその指導及び監査等の状況について積極的に情報交換をし、自らの指導監督に活用すべきである（意見番号21）。 | 府と中央会は、「組合の設立認可」「組合の定款変更認可」のほか、「組合内の紛争処理」など、適宜情報交換を行っており、連携・協力のもと適切な組合指導を実施している。平成25年度も、日常的な情報交換に加え、「組合支援、組合指導」について情報交換会を５回実施した。今後も引き続き、中央会と組合指導など積極的な情報交換を行い組合指導に活用する。 | 措置 |
| （３）法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。　　 |
| 1. 特例民法法人
 | 今後新公益法人に対する検査は、総務部法務課が集中して行うこととなる。これまでの旧公益法人や特例民法法人と同様、新公益法人の規模や事業の特質はさまざまである。総務部法務課は、今後の新公益法人に対する検査について、検査日数や検査人員を新公益法人の規模や過去の問題点の有無など個々の状況に応じて柔軟かつ適切に割振りすることが望まれる（意見番号22）。 | ・新公益法人制度への移行後の公益法人に対する立入検査を平成24年度から総務部法務課において実施している。・検査にあたっては、例えば、事業規模が小規模の法人は２名、大規模な法人・確認事項が多い法人等は３名で対応するなど、法人の規模、事業内容、移行時の課題の有無など個々の法人の状況に応じた検査人員で検査を実施している。検査日数については、原則１日で対応しているが、さらに必要がある場合には、検査日程を追加することも想定している。また、現場検査後、必要に応じ、適宜、追加資料の要求、事実確認、事後の対応状況の確認等を行っている。 | 措置 |
| ②　生活衛生同業組合（所管：健康医療部　食の安全推進課及び環境衛生課） | 生活衛生同業組合には、組合員に出資をさせる組合（出資組合）と出資をさせない組合（非出資組合）の両方の形態が認められている。組合員に出資をさせなければ、組合員の営業に関する共同施設（生衛法第８条第１項第６号）、組合員への資金のあっせん（第７号）、組合員のための共済事業（第10号）を行うことはできない（生衛法第８条第２項）が、生衛法第８条第１項各号に規定された事業については組合員に出資をさせなくても行うことができる現状の生活衛生同業組合に対する指導監督は、出資組合と非出資組合をなんら区別せずに行われているが、出資組合と非出資組合に対する指導監督のあり方を明確に区別し、その水準を変えてしかるべきである（意見番号23）。 | 生活衛生同業組合の指導監督については、「大阪府生活衛生同業組合指導監督要領」（「報告票」を含む。）を策定し、それを基に出資組合、非出資組合に対して事業内容等を検査し、その状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行うこととした。　なお、出資組合に対しては、組合員から出資されていることを踏まえ、財産目録・貸借対照表・収支決算書等の提出を求め、非出資組合よりも重点的に安定した組合の運営について確認することとした。 | 措置 |
| 生活衛生同業組合を所管する健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課はいずれも、「経営的基礎」とは具体的に何かという問いに対して、明確な考えを有していなかった。そこで、出資組合の設立要件の一つでもあり、設立後継続して維持することが必要と考えられる「経営的基礎」を何と定義するか、生活衛生同業組合を所管する健康医療部として検討すべきである（意見番号24） | 出資組合が、生衛法第８条第１項第６号（組合員の営業に関する共同施設）、同第７号（組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあっせん(あっせんに代えてする資金の借入れ及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。)）及び同第１０号（組合員の共済に関する事業）に規定される事業を行うためには、それぞれの事業資金が確保されていることが必要である。そのため、組合では財源として、出資の払い込みを設立当初より各組合員から受けてきたところである。よって、これらの事業を継続する上での最低限必要な資金策と考えられることから、「経営的基礎」を各組合員が出資した出資金の総額と定義した。 | 措置 |
|  | 共済事業（生衛法第８条第１項第10号）を実施する生活衛生同業組合は、共済事業に関する事業報告書や貸借対照表等を毎事業年度の終了後、遅滞なく大阪府知事に提出しなければならないが（生衛法施行規則第５条の８）、それ以外の組合について生衛法では特に定期的に提出しなければならない書類が定められていない。そこで、設立後「経営的基礎」が大きく毀損していないかをはじめ、出資組合の指導監督に必要な情報の入手方法を改めて検討すべきである（意見番号25）。 | 大阪府生活衛生同業組合指導監督要領を定め、毎事業年度終了後に、総会（総代会）資料（組合員数・前年度に実施した事業実績・収支決算、当該年度の事業計画（案）・収支予算（案）等）を提出させるとともに少なくとも3年に1回以上立入検査を行い、組合情報の入手を行うこととした。（参考：食の安全推進課）　共済事業を実施している生活衛生同業組合はない。 | 措置 |
| また、「経営的基礎」が毀損していることの疑義を抱かせる事象又は状況を整理して、まずは各出資組合の状況の把握に努めるべきである（意見番号26）。 | 各生活衛生共同組合への照会や定款、総会資料の確認により、各出資組合の状況の把握を実施した。 | 措置 |
| 有効に指導監督を行うためには、健康医療部内で指導監督検査の考えを統一し、指導監督要領等として定めるべきである。指導監督に当たっての資料の入手の考え方、活用の考え方などを健康医療部内で統一し、指導監督要領等として定めるべきである（意見番号27）。 | 生衛法第60条第1項及び生衛法施行令第9条第1項の規定により、報告及び立入検査に関する指導監督についての標準的な事項を定め、平成24年3月26日付け食第4588号・環衛第2423号「大阪府生活衛生同業組合指導監督要領の作成について」により、各生活衛生同業組合長あて通知済みである | 措置 |
| ③　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 組合法は、この組合員等からその固有の財産の拠出を受けている点、共済という相互扶助の精神や公共性、保険業に類似した性質を有している点等に配慮し、共済事業については組合員等を保護するためのさまざまな規制を設けている。この取扱いは、組合法に限らず、共済事業の定めのある他の全ての法でも同様である中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、組合法や組織法の趣旨を十分に勘案するとともに、他の所管課の対応も参考にし、共済事業を実施する組合とそれ以外の組合に対する指導監督又は検査のあり方やその水準を明確に整理・区別すべきである（意見番号28）。 | 共済事業を実施する組合については、組合員の保護の観点から検査を実施すべくその手法等について検討中。 | 経過報告 |
| ④　社会福祉法人（所管：福祉部　地域福祉推進室法人指導課） | 厚生労働省から社会福祉法人の指導監督又は検査の指針として「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省　雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知、最終改正平成13年７月23日）があるが、要綱２において、次のことが謳われている。「社会福祉法人に対して行政が行う指導監査については、一般監査と特別監査に区分されているが、このうち一般監査は実地において行うものとされている。この一般監査については、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められない法人については、一般監査を２年に１回実施する。さらに、これらの法人が外部監査を活用し、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するときなど一定の場合には、一般監査を４年に１回として差し支えない。」（要綱２　指導監査の実施等、以下、社福法の規定に併せて、監査を適宜「検査」と読み替える。）当該通知によれば、一般監査は最長でも４年に１回は実施しなければならないと解釈されるが、平成23年度以前の５年間において、一般監査としての検査が全く行われていない法人が平成24年３月31日時点での社会福祉法人数562法人中40法人にも上っていた（結果番号６）。 | 平成23年度以前の5年間において、指導監査を実施していない40法人については、平成24年度において、優先的に指導監査を実施した。 | 措置 |
| 　外部監査を活用していない場合には、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められない限り、一般監査としての検査は２年に１回実施することが基本である。しかしながら、実態としては社会福祉法人に対する検査の殆どが３年から４年に１回の実施という運用となっており、検査サイクルが厚生労働省の通知に則って整然と決定されていない（結果番号７） | 指導監査は、従前は実地指導監査に加え、書面監査や集合監査を実施し、国の要綱どおり２年に１回の指導監査を実施してきたが、書面検査や集合監査では表面的な監査に留まり、利用者への支援が適正に行われているかの確認ができないため、平成20年度より実効性のある監査とするため、指導監査の手法を実地指導監査のみに変更し、適正な法人運営及び施設運営が図られるよう指導を行ってきた。指導監査の検査サイクルについては、監査体制の見直しを行うなど、指導監査の質を落とさずにサイクルの期間を短くするよう努める。 | 経過報告 |
| ⑤　国民健康保険団体連合会（所管：福祉部　国民健康保険課） | 国民健康保険団体連合会は、保険者がその目的を達成する為に共同で設立した団体であり、保険者からの委託を受け各医療機関等への診療報酬の支払いも行うことから、現金や預金を取扱う頻度が他の団体よりも高いものと想定される。そこで、国民健康保険の適切な運営を維持し確保する観点から、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」(厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、最終改正平成20年９月30日)において、不正事故の発生を未然に防止する必要性、そのための事務処理方式の見直し、相互牽制体制等の管理体制の充実及び自主的監査の実施等事故の防止に万全を期すことの必要性が強調されている。大阪府国民健康保険団体連合会を所管する福祉部国民健康保険課は、大阪府国民健康保険団体連合会における監事の監査の具体的な実施状況を、実施結果や指摘事項も含めて把握していなかった（結果番号８）。 | 平成25年２月22日に当課企画グループ担当職員と指導・監査グループ職員が、国民健康保険法第106条第1項の規定、平成24年２月17日付け保発0217第１号「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」及び「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」等に基づき、当連合会に対して、下記のように実地監査と指導を行った。○ 監事監査の実施状況について市・町の監事又は国保組合の理事長・事務長により、各年度7月に前年度分の決算監査、12月に当年度９月末現在の中間監査が実施され、概ね適正との実施結果が通常総会でも報告されていることを確認した。　○ 内部監査の実施状況について「内部監査」という形態では実施していないが、支出事務や資金管理等に関する幹部職員による月次確認や、通勤手当など認定事務の随時確認が行われ、適正に事務処理が行われている旨、確認した。○ 会計監査人による監査結果の活用について新日本有限責任監査法人により、各年度7月に前年度分の決算監査、11月に当年度９月末現在の中間監査が実施され、指摘事項なしとの実施結果を得たことを監査報告書の入手により確認した。 | 措置 |
| 実地検査においては、内部監査の実施状況として、役職員の３名が各口座の通帳残高及び残高一覧表と各銀行から入手した残高証明書とを照合確認している点は把握していたものの、その実施結果や指摘事項までは把握していなかった（結果番号９） |
| 大阪府国民健康保険団体連合会を所管する福祉部国民健康保険課は、会計監査人の監査意見書等の内容を確認し、あるいは会計監査人と直接的に情報交換を行うことをしていなかった。有効かつ効率的に指導監督又は検査を行うためにも、会計監査の結果を入手すべきである（意見番号29）。 |
| ⑥　国民健康保険組合（所管：福祉部　国民健康保険課） | 厚生労働省「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」（厚生労働省保険局健康保険課長通知、最終改正平成20年９月30日)に規定された不正事故の防止への対応は各国民健康保険組合にも求められている。個々の国民健康保険組合が、既述の厚生労働省の通知を受けて事故の防止の対応を具体的にどのように講じているか、具体的には監事の監査の実施状況並びに内部監査が実施されているかどうかその他相互牽制体制等の管理体制がどのように整備され運用されているか、把握すべきである（意見番号30）。 | 国民健康保険法施行令に基づき、事業及び決算について、監事の審査に付し、その意見を附けて、組合会の認定に付したうえで大阪府に報告する事となっている。この報告により監事会の開催状況や監事事項及びその結果について把握しているが、より具体な実施状況等について把握するため、今年度から実地指導時において聴取を行った。 | 措置 |
| ⑦　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課 | 水産法には、「行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。」と定められている（水産法第123条第４項）。したがって、常例として、帳簿検査その他の検査の対象となるのは、出資組合32組合のうち、漁業生産組合１組合を除く31組合である。　しかしながら、現状において検査は、毎年16組合から17組合程度しか行われておらず、実態としては概ね２年に１回しか行われていない。水産法は「毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。」と規定しており、常例検査を原則２年に１回とする運用は適切ではない（結果番号10）。 | (2)－⑤に記述している常例検査説明会において、関係水産業協同組合に対し検査周期を2年に1回から1年に1回に改正する旨通知し、7月より全組合31団体を対象に厳正な指導を行っている。（参考）・常例検査の検査周期修正については対象31団体全てに周知しており、概ね理解を得ている。 | 措置 |
| ⑧　職業訓練法人（所管：商工労働部　雇用推進室人材育成課） | 当該職業訓練法人については実態として数年に一度認定職業訓練を行うだけで、認定職業訓練を行っていない年度も複数年度に上っている。まして、法人の財務基盤が極めて脆弱な状況である。個々の問題への言及とはなるが、まずは、当該職業訓練法人の貸付けの状況を正確に把握しその内容を精査するとともに、回収可能性を十分に検討する必要がある（意見番号31） | 当該法人を指導した結果、法人からは自主解散も含めた法人のあり方を検討中との回答を得ており、速やかに結論が出せるよう、引き続き指導する。所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。 | 経過報告 |
| 本件について、所管課として何故適時に適切な対応ができなかったのかを精査し、所管課としてどのように指導監督又は検査等の対応を行えば今後同様の事態を回避できるかを検討すべきである。その上で、職業訓練法人として期待される認定職業訓練を将来にわたって安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立するよう、継続的かつ強力に指導監督すべきである（意見番号32） |
| 当時からの経緯があとになっても分かるよう、このように何らかの問題や課題を抱え、継続的に指導監督すべき法人に係る資料は少なくとも問題や課題が解決するまではその全記録を残しておく必要がある（意見番号33）。 | 継続的に指導監督すべき法人に係る資料については、問題解決まで全記録を保存する。 | 措置 |
|  | 職業訓練法人が本来の事業を遂行しているか、将来にわたって認定職業訓練を安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立しているかどうか、換言すれば設立認可の要件の一つとしても求められている法人の「経営的基礎」（職能法第36条第２号）が著しく損なわれて毀損していないかどうかは、補助金の対象となる事業に係る支出が適正かどうかを主眼とする補助金の検査だけでは必ずしも明らかにはならない。もし補助金の検査しか行わないとすると、既述のような貸付けがあったとしても気がつかない可能性があり、補助金の検査のみでは指導監督上の対応として不十分な場合がある。補助金の検査だけでは職業訓練法人に対して必要十分な指導監督を行いえないことをよく認識されたはずである。本事例の教訓を受け、改めて職能法の趣旨やその規定を十分にしん酌するとともに、職能法に基づく報告の徴収や検査の実施のあり方を検討してもらいたい（意見番号34） | 所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。 | 経過報告 |
| 決算関係書類は通常なんらかの基準に準拠して作成するのが一般的であり、同じ法人形態を取る他の法人と比較し、その過程で問題点を特定するためには、同様の会計基準に準拠して決算関係書類が作成されている必要がある。しかしながら、これまで公益法人の会計基準等何らかの基準に準拠して決算関係資料を作成するよう職業訓練法人に対して指導したことはなく、現に職業訓練法人が作成する決算関係書類は公益法人の会計基準に準拠しているものもあれば、学校法人の会計基準に近い方法で作成しているところもあり、まちまちであった。職業訓練法人の所管課である商工労働部雇用推進室人材育成課は、職業訓練法人が適用すべき会計基準として公益法人の会計基準等に準拠して決算関係書類等を作成するよう指導していくことが望まれる（意見番号35）。 | 平成２５年度から、公益法人会計基準に準拠した決算書類等の作成を指導する。なお、現在、指導監督基準の策定作業中である。 | 経過報告 |
| ⑨　都道府県農業会議（所管：環境農林水産部　農政室整備課） | 大阪府農業会議との関係を照会したところ、農政関係における連携・協力先であり、農業委員会系統組織における位置づけに鑑みれば大阪府と同等の立場であるとの認識であった。まさに、監査人からみても、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映る。しかしながら、監査人は、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映るからこそ、大阪府として客観的に事務を行わせていることを対外的に主張するためにも、ときに大阪府農業会議に対して抑止力や牽制を働かせる上でも、大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議に対して一線を画した立場で報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行うことが必要であると考える（意見番号36）。 | 大阪府と大阪府農業会議は、農地法等の許可案件の諮問、補助金の交付等においては、相対する立場にあることから、一体のものではない。　大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行うため、また、報告や検査の必要性の判断のために、今後も定期的に事業概要や会計執行状況等事業全般の説明を受け、必要があれば報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行う。 | 経過報告 |
| ⑩　地方道路公社（所管：都市整備部　交通道路室道路整備課） | 大阪府道路公社は、独立の法人格を有しているものの、理事長と監事の任命権は大阪府知事にあり、予算や事業計画、資金計画の承認も大阪府知事が行っていることから、大阪府知事あるいは道路行政を所管する所管課は大阪府道路公社の運営に強い影響力をもたらしている。いわば大阪府の道路行政におけるパートナーであることから、監査人には大阪府道路公社も公社を所管する大阪府の都市整備部交通道路室道路整備課も、一体のように映る。しかしながら、道公法は、必要に応じて大阪府道路公社に対する報告の徴収、検査を可能ならしめる（道公法第38条第１項）など、受検側である大阪府道路公社と、検査側である大阪府のそれぞれの位置づけを異なるものとして規定しており、設立団体の長である大阪府が一定の目的を達成するために必要に応じて検査することができるとしている。監査人は、大阪府道路公社も公社を所管する都市整備部道路整備課も一体のように映るからこそ、大阪府として客観的に事務を行わせていることを対外的に主張するためにも、ときに大阪府道路公社に対して抑止力や牽制を働かせる上でも、また、他の監査や評価等では十分に確認しえない事項について検討するためにも、大阪府道路公社に対して一線を画した立場での報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行うことが必要であると考える（意見番号37）。 | 道公法第38条第１項に基づき、平成25年５月に大阪府道路公社に対して、書類、物品、資産状況等の検査・指導を実施し、指導した項目について、報告を徴収した。 | 措置 |
| 1. 検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。
 |
| ①国民健康保険組合（所管：福祉部　国民健康保険課）（現地域福祉推進室指導監査課）） | ある国民健康保険組合では、レセプトの点検調査の点検体制及び点検への取組みが十分ではないということを認識しており、過去に問題点の指摘は行っているものの、その状況を是正させるために必要な実効性のある指導監督を行っていない。国民健康保険組合を所管する福祉部国民健康保険課は、レセプト点検調査の点検体制及びその取組みが十分でない組合について、実施計画の策定状況を確認しておらず、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に則った十分な指導ができていない（結果番号11） | 新たに作成した「レセプト内容点検に係る調査票」により全ての国民健康保険組合から報告を受け、国民健康保険医療給付専門指導員による実地指導を実施。レセプト点検調査の点検体制及びその取組みが十分でない組合については、集団指導を実施し、レセプト点検調査実施計画書（案）を策定するよう文書により通知した。　また、この実施計画書(案)については、理事会決議を経て毎年度策定される各組合の事業計画に位置付けるよう指導している。　なお、各組合が当該指導に従わない場合又は改善への取り組みが極めて低調である場合は、その原因を確認した上必要に応じた措置を行う。 | 措置 |
| 　検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。特に、内部統制に係る重要な指摘事項については、確実な方法で改善指導を行い、できる限り早期にその後の措置状況の確認を行う必要があると考える。本件に示したレセプト点検体制及びその取組みが十分ではないという問題については、本来は書面で検査結果の通知を行うとともに書面で報告を求めるべき事案であったと考える。措置状況についても、次回の検査を待たず、直ちに確認をすべきである。事案の重要性や団体の誠実性如何では、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令を行うかどうかの判断規準を持ちあわせておく必要がある（意見番号38） |
| ②　農業共済組合（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 一部の組合に対し、従来から現金在高表の未作成という重要な問題を指摘している。具体的には、平成22年度に一度指摘を行ったものの、平成23年度においても改善が認められず同様の指摘を行っている。その後、平成24年度においても改善が認められない状況である。本包括外部監査が対象とするのは原則として平成23年度の事務であるが、翌年度の平成24年度も含めれば、３年連続同じ指摘を行っていることになる。農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、改善がより確実に行われると期待される方法により、改善指導を行うべきである（意見番号39） | 指摘のあった組合に対して、指摘事項に関する改善にあらゆる機会（事業関係の打合せ等）を捉え指導を実施した。本年7月に実施した常例検査（無通告）において当日の現金の残高と日締表、現金手元有高表が作成されていることを確認するとともに、検査の結果、現金と日締表、現金手元有高表の金額も一致していた。今後とも、継続して改善状況の監視、指導を実施する。なお、監督処分の判断基準については、国及び他府県においても農災法に基づく指導監督業務を行っていることから、これらの監督命令を行った事例等の情報を収集し、判断基準の作成に向けた参考としたい。 | 措置 |
| 農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、農災法第142条の５第２項に規定する命令を発令するかどうかということについて、「農災法の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に必要があるとき」を想定した業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令を行うかどうかの判断規準を持ちあわせておくべきである（意見番号40）。 |
|  |
| （５）休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。 |
| ①　消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 大阪府の管轄下にある消費生活協同組合（連合会を含む）70団体のうち、16団体は相当高い程度で休眠状態と疑われている。平成19年度に一度、団体の登記事項の確認を行っているが、その時点から連絡が取れず今も決算関係書類等の書類の提出がないことから、遅くとも平成19年ごろから現在までの５年程度この状態が続いている。消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、現に休眠状態が高い程度に疑われる組合については、他の所管課の対応を参考に、法令にしたがって必要な措置を講ずべき命令を行い、場合によっては解散の命令を行うべきである（結果番号12）。 | 　休眠状態にある17生協の内、理事の所在が判明した10生協に対し、聴聞を経て解散命令を発出する。(H26年3月～4月予定)残りの生協については、全理事が所在不明等の問題があることから、引き続き調査を進め、公示送達の手続きを行うなど、必要な措置を講じていく。 | 経過報告 |
| 休眠状態の懸念のある組合に対しても、組合からその活動実態についての報告をさせ、休眠状態にあるのかないのか、すなわち、正当な理由がなく１年以上その事業を休止していないのかどうかを網羅的に正確に確かめるべきである（意見番号41）。 | 現在、決算関係書類等の提出状況等により、活動を行っていない生協は把握できている。また、実態として殆ど活動を行っていない生協の存在が明らかになった場合は、解散手続きを案内する等、休眠生協が発生しないよう務めている。今年度、実態として殆ど活動を行っていない生協からの申請に対する解散認可を１件行った。 | 措置 |
| ②　医療法人（所管：健康医療部　保健医療室医事看護課） | 健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。 | 事業報告書未提出法人に文書による督促を行った後、「宛所不明」で戻ってきた法人の活動状況等を把握していく。また、活動実績がないことを確認できた法人に対しては、事業再開又は解散に向けた指導をとる等、厳正に対処する。 | 経過報告 |
| ③　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 商工労働部商工振興室経営支援課が所管する1,183団体の中小企業等協同組合などの中小企業関係組合のうち、106団体は連絡が取れず、長期にわたり事業活動を停止していることが疑われる組合であり、毎年提出が求められる事業報告等は近年提出されていない。所管課では、当該106団体を休眠整理対象組合と称している。106団体の未提出の状況は次のとおりである。（平成24年10月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 休眠整理対象組合 | ３年連続未提出 | ４年連続未提出 | ５年連続未提出 |
| 合計106団体 | 17団体 | 15団体 | 74団体 |

３年に一度３年連続未提出の組合を把握し休眠整理に入ることを求める中小企業庁からの通知があるため、上記のとおり、５年連続未提出の組合が74団体、４年連続未提出の組合が15団体存在するにもかかわらず、前回解散命令を発令した平成21年度以後休眠状態が疑われる組合の休眠整理手続きを行っていない。３年に一度という中小企業庁からの通知に機械的にしたがって事務を行う必然性はなく、より高い頻度で、不要と考えられる中小企業関係組合の解散に向けての指導を適時に行うべきである（意見番号42）。 | 平成24年度に引き続き、平成25年度も「休眠組合の整理」を行い、事業を停止している組合に対して、解散命令を行った。今後も、原則として、毎年度「休眠組合の整理」を行う方針。 | 措置 |
| （６）検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として適切に保管しておくべきである。 |
| ①　消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 生協法に基づく検査は主に検査項目別に検査担当者に分かれて実施されるが、各検査担当者は厚生労働省から公表されているチェックリストを参考にして検査を行う。しかしながら、監査人が閲覧した検査調書上、関係書類と照合した履歴が残されていなかった。また、事前に検査対象である組合が作成した資料について、検査調書に当該資料が綴じ込みされているだけで、検査員がどのように評価したのか、すなわち、その状況が良いと評価したのか、逆に悪いと評価したのかも、記録からは不明であり、全体としてどのような検査が行われたのかが読み取れなかった。また、複数の担当者で分担して検査が行われているが、各担当者の検査結果をとりまとめた過程が残っておらず、最終的な検査結果として何が問題であったのかも判然としなかった。消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである（意見番号43）。 | 今年度（9月～12月）の定期検査からチェックリストの項目毎の「可否」欄に加え、その判断の「理由」欄を設け、検査結果に至る判断の過程等が保存できるよう改善した。 | 措置 |
| ②　農業共済組合（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 環境農林水産部検査指導課は、農林水産省から公表されている農業共済組合等検査規程例、検査実施要領等を参考に大阪府検査規程や要領等を作成している。農災法に基づく検査は当該規程や要領に基づき、検査項目別に各検査担当者に分かれて実施される。その際チェックリストを使用して検査を行うが、検査担当者は個々の検査の終了後、検査責任者に問題点の有無等を口頭で報告することとしており、チェックリストを所管課として保管することはしていなかった。農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである（意見番号44） | 平成25年度から国のチェックリスト例による検査項目を参考に、新たに各事業等の検査時のチェック項目、チェック時の確認書類等を記載したチェックリスト表を作成し、各検査員が当該チェックリスト表に基づき検査を実施するとともに、検査結果の証拠書類として保管するよう改善した。　また、検査により問題点を発見したときは、様式を定めて内容を記載するとともに関係書類の写しを添付することとしている。 | 措置 |
| ③　土地改良区（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 土地改良区等検査事項別検査書（様式３号）の（備考）によれば、実施不要なところは斜線（／）を付すか、「未検」と記載する必要がある。今のままでは、該当がないのか、該当があっても検査が不要と判断して実施していないのか、すなわち「未検」の状態なのか、が判然としない。土地改良区を所管する環境農林水産部検査指導課は、検査項目の中で実施不要なところは斜線（／）を付すか若しくは「未検」と記載するか等検査書の記載ルールを統一して、検査の実施過程も適切に記録しておくべきである（意見番号45）。 | 検査書の検査項目について、検査の実施が不要な項目は、斜線を付すとともに、検査対象だが時間的な制約や重要性の観点から検査を行わなかった項目は、「未検」と記載することとした。 | 措置 |
| ④　森林組合（所管：環境農林水産部　みどり・都市環境室みどり推進課） | 森組法に基づく検査は検査項目別に検査担当者に分かれて実施されるが、各検査担当者は農林水産省から公表されているチェックリストを参考にして検査を実施する。各検査担当者は個々の検査の終了後、検査責任者に問題点の有無等を報告するが、報告後、法令等で保管を求められているものではないが当該チェックリストを破棄し保管していない。森林組合を所管する環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである（意見番号46）。 | 平成24年度以降の検査においては、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、責任者への検査内容の報告後も当該検査記録を保管している。 | 措置 |
| ⑥　地方卸売市場（所管：環境農林水産部　流通対策室） | 監査人が閲覧した検査調書においては、当該検査調書にはヒアリング項目と、それに対する各市場担当者の説明が記載されているのみで、当該説明を検査員がどのように評価したのか、すなわち、その状況が良いと評価したのか、逆に悪いと評価したのかも、記録からは不明であった。地方卸売市場を所管する環境農林水産部流通対策室は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである（意見番号47）。 | 平成24年度の検査より、市場の検査調書に評価記入欄を設け、財務状況及び卸売業務の実施状況に加え、検査結果を記録することとした。 | 措置 |
| ⑦　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課） | 一部の水産業協同組合に対する常例検査において、実施した財務諸表等の分析の結果、経理内容についての疑義が認められる旨の記録が残されている事案があった。当該事案についてその他の記録や資料を閲覧したが、当該疑義についての検討やその後の顛末が記録として残されておらず、最終的にどのような検討過程を経て、検査の結果として問題ないとの結論を得たのか判断できなかった。検査において疑義を抱いたものについては、特にその状況を所管課内で共有するためにも、検査責任者が個々の検査員が実施した検査の内容が適切であることを確認するためにも、その顛末や検討過程を適切に記録し、所管課として保管しておくべきである（意見番号48）。 | 対象となる水産業協同組合31団体の常例検査について7月より着手しており、検査過程において疑義を抱いた項目等については、その顛末や検討過程を記録保管するように努め、遺漏・齟齬が無いように検査業務に臨んでいる。 | 措置 |
| （７）検査に係るマニュアルやチェックリスト等の検査ツールの定期的な見直しを図り、当該内容を検査員に十分に周知徹底すべきである。 |
| ①　社会福祉法人（所管：福祉部　地域福祉推進室法人指導課） | 過去に近親者との不正取引が問題となったにもかかわらず、現在活用されている検査のチェックリストには具体的な検査項目、あるいは検査上の留意事項として含められていなかった。検査の有効性を高め、指導監督又は検査の水準の向上を図るためには、過去に問題となった事項で他の法人の指導監督又は検査においても同様に留意すべき事項は、検査のチェックリスト等に適切に織り込むことが望まれる（意見番号49）。 | 平成25年度から指導監査において使用するチェックリストの見直しを行い、会計関係チェックリストで、不適切な収入及び支出のチェック項目を設けた。 | 措置 |
| （８）団体の指導監督又は検査を有効に行う上では、団体に係る会計や経理の知識の向上や習得が必要不可欠である。 |
| ①　消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課では、協同組合等会計基準等の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしていなかった。この点については、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課では、会計や経理に係る知識が十分ではなく課題があることを認識しており、その検査において公認会計士を活用し、一部の検査項目の外部委託を行っているとのことであった。消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、消費生活協同組合の日常的な指導監督又は公認会計士が同行しない検査を如何に有効に行うか、その方策を検討すべきである（意見番号50）。 | 公認会計士が同行しない検査を有効に実施するため、当課の定期検査に携わる職員2名が、庁内の「簿記研修（3級程度）」（4月から1ヶ月間）を受ける等、会計知識の向上を図った。また、今年度から検査に同行する公認会計士から得た助言等をチェックリストに書き残すなどノウハウや知識を課として情報の共有化等を図った。 | 措置 |
| ②　医療法人（所管：健康医療部　保健医療室医事看護課） | 健康医療部保健医療室医事看護課では、病院会計準則の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に病院会計準則等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、医療法人の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。医療法人の財務諸表は、その主体が病院施設を開設するか否かによって準拠すべき財務諸表の様式が異なるが（「医療法人における事業報告書等の様式について」（厚生労働省医政局指導課長、平成19年３月30日）参照）、その認識が十分に医療法人の所管課内に浸透していなかったため、誤った様式で作成された財務諸表や勘定科目名称を誤った財務諸表、必要な記載が漏れている財務諸表等を受理してしまっていた（結果番号14）。 | 事業報告書等は、厚生労働省からモデル様式が示されており、様式や記載誤りがないか等の確認を含め、マニュアルを整理することで、職員によるチェック体制の強化に努める。 | 経過報告 |
| 医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、医療法人の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号51）。 | 医療法人の指導監督に必要な知識等を習得するため、大阪府が実施している簿記研修などの会計に関する研修を積極的に受講する等、知識の研鑽に努める。 | 経過報告 |
| ③　中小企業関係組合並びに都道府県中小企業団体中央会（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 商工労働部商工振興室経営支援課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に中小企業等協同組合会計基準等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、中小企業等協同組合等の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。担当者によれば、確かに学習できる機会が少ないとのことであった。中小企業関係組合並びに大阪府中小企業団体中央会を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、中小企業等協同組合等の指導監督又は検査には会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号52）。 | 組合運営指導事業を中小企業組合士や中小企業診断士等を有する事業者に委託し、効率的、効果的な組合指導に外部のノウハウを活用しているところである。また、組合担当職員に会計や経理に関する簿記研修（平成24年度1名、平成25年度1名）及び中小企業等協同組合会計基準に関する研修（平成24年度1名、平成25年度2名）を受講させ、資質向上を図った。今後も機会あるごとに研修に参加するなど知識を習得していく。 | 措置 |
| ④　商店街振興組合（所管：商工労働部　商工振興室商業・サービス産業課） | 協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、商店街振興組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。商店街振興組合を所管する商工労働部商工振興室商業・サービス産業課は、商店街振興組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号53）。 | 今年度、会計・経理面での知識習得のために、簿記研修を担当に履修させるとともに、協同組合等会計基準を踏まえた商店街振興組合の会計処理について把握させている。今後も、定期的に研修を受講するなど資質向上に努める。 | 措置 |
| ⑤　農業共済組合（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 環境農林水産部検査指導課では、農業共済団体の経理処理要領で税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等の考えが導入されていることは認識していたが、詳細には把握できておらず会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に農業共済団体の経理処理要領の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。しかしながら、総合農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは所属の担当職員だけでの検査が難しいことから、その検査項目の一部を公認会計士に外部委託しているが、現状における農災法に基づく検査は、農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは所属の担当職員のみで実施している。農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループは、会計面の知識が十分でないことによる農業共済組合に対する検査面での課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号54）。 | 平成25年5月に農林水産省が実施した簿記を含む初任検査職員研修に担当職員を出席させるとともに、今年度は庁内で実施する簿記研修を検査担当者に受講させるなど会計に関する知識の習得、向上に努めた。また、現在、簿記有資格者が3名在籍し、検査に従事した。今後とも、各種研修等を活用しながら専門的知識の習得に努めるとともに、農協検査担当グループと連携し、検査に係るノウハウの吸収を図る。 | 措置 |
| ⑥　専門農協（所管：環境農林水産部　検査指導課） | 専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは、総合農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループが主催する研修会や農林水産省が主催する研修会に参加はしているものの、協同組合等会計基準、農協法施行規則に定めのある詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループは、専門農協の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号55）。 | 農協検査担当グループが主催する研修会にグループ員全員が参加するとともに、農林水産省が主催する研修会にも1名参加した。また、今年度は庁内の簿記研修にも1名参加して会計に関する知識の習得、向上に努めた。現在グループに簿記有資格者が3名在籍しており、専門的知識を有する人材確保に努めた。今後とも、各種研修等を活用しながら専門的知識の習得に努めるとともに、検査担当グループと連携し、検査に係るノウハウの吸収を図る。 | 措置 |
| ⑦　森林組合（所管：環境農林水産部　みどり・都市環境室みどり推進課） | 環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、農林水産省主催の研修等外部研修も受講していない。また、森林組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。森林組合を所管する環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課は、森林組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号56）。 | 平成25年から、農林水産省主催の検査職員研修に府職員を派遣することにより、検査業務に必要となる会計や経理面での専門的な知識や能力の習得に努めた。今後とも、国や関係部局の研修等に可能な限り参加し担当者の資質向上に努める。 | 措置 |
| ⑧　水産業協同組合（所管：環境農林水産部　水産課） | 環境農林水産部水産課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、水産庁主催の研修等外部研修も受講していない。また、水産業協同組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、水産業協同組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号57）。 | 検査指導課主催の決算研修会に参加するなど、水産業協同組合の指導監督・検査業務に必要となる会計や経理面での専門的な知識や能力の習得に努めた。今後とも、国や関係部局の研修等に可能な限り参加し担当者の資質向上に努める。 | 措置 |